

物 件 概 要

物件番号	
------	--

所在地		前橋市大手町三丁目 8 1 番 3 7						
住居表示		なし						
地積	公簿	43.00㎡ (約13.00坪)			地目	雑種地		
	実測	43.30㎡ (約13.09坪)			形状	長方形		
登記簿記載事項		甲区 (所有権)		所有者 群馬県	乙区 (所有権以外の権利)		無	
接面道路		幅員、種別等		西側幅員約 7.5m 舗装市道				
		対象地との高低差		ほぼ等高		建築基準法 42 条 2 項 による道路後退の必要性	無	
私道の負担		負担の有無	無		負担の内容			—————
法 令 に 基 づ く 制 限 概 要	都市計画	市街化区域			用途地域	商業地域		
	防火地域	準防火地域		その他の地域地区		駐車場整備地区		
	建ぺい率	指定 80 %			容積率	指定 400 %		
	文化財保護法 (埋蔵文化財包蔵地等)				有(前橋市 0 1 3 1 遺跡)			
その他特記事項		<p>本土地は埋蔵文化財包蔵地内にあります。工事を行う場合は、位置図、建物配置図、基礎伏・断面図、切土盛土の範囲・断面や道路敷設の有無が分かる図面等を添付の上、文化財保護法第 9 3 条第 1 項の届出を前橋市文化財保護課へ行う必要があります(着工 6 0 日前までに 1 部提出)。詳しくは前橋市教育委員会事務局文化財保護課(027-280-6511)までお問合せください。</p> <p>都市機能誘導区域(本庁地区)内、居住誘導区域区域内、駐車場整備地区内です。詳しくは前橋市都市計画課(027-898-6943)までお問合せください。</p>						
<p>注) 建ぺい率と容積率の「指定」とは、都市計画で指定された率という意味です。 各制限内容の詳細等については、関係市町村の建築確認担当課等関係各機関にご確認下さい。</p>								
供給	区分	状 況		管 径		関係事業所等		電話番号
	電気	可				電力自由化により未記載		

処 理 施 設 の 状 況	都市ガス	可	過去の使用配管は残置されているが、使用を再開する場合は新たな引込管の設置が必要			
	上水道	可	引込状況不明		前橋市水道局	027-234-5511
	下水道	可	敷地付近に引込管あり、過去の使用配管は残置負担金済	150 mm	前橋市水道局	027-234-5511
※引込費用等詳細については、上記関係事業所等にお問い合わせ下さい。						
交通機関 (直線距離)	バス	関越交通バスほか 市役所合庁前		南へ約 1 1 0 m		
	鉄道	JR 両毛線 前橋駅		南東へ約 1 . 4 k m		
公共施設 (直線距離)	市役所 役 場	前橋市役所		南へ約 3 4 0 m		
	小学校	前橋市立桃井小学校		南へ約 4 4 0 m		
	中学校	前橋市立第一中学校		南へ約 1 . 4 k m		
そ の 他 参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県警大手町第2公用車駐車場の一部で、現在は未利用となっていた場所です。 ・公簿面積での引渡しとさせていただきます。 ・本物件は2 m以上の接道要件を満たしていないため、本土地単独での建築は不可能です。 ・敷地内に使用されていない配管のマンホールが存在しています。また、マンホールの一部は売却対象外の県有地に越境しています。当該マンホールを撤去する際 					

は群馬県警装備施設課(027-243-0110)へ連絡をお願いします。廃止済みの配管や
その他配管が残置されていますが現状有姿にて引き渡させていただきます。

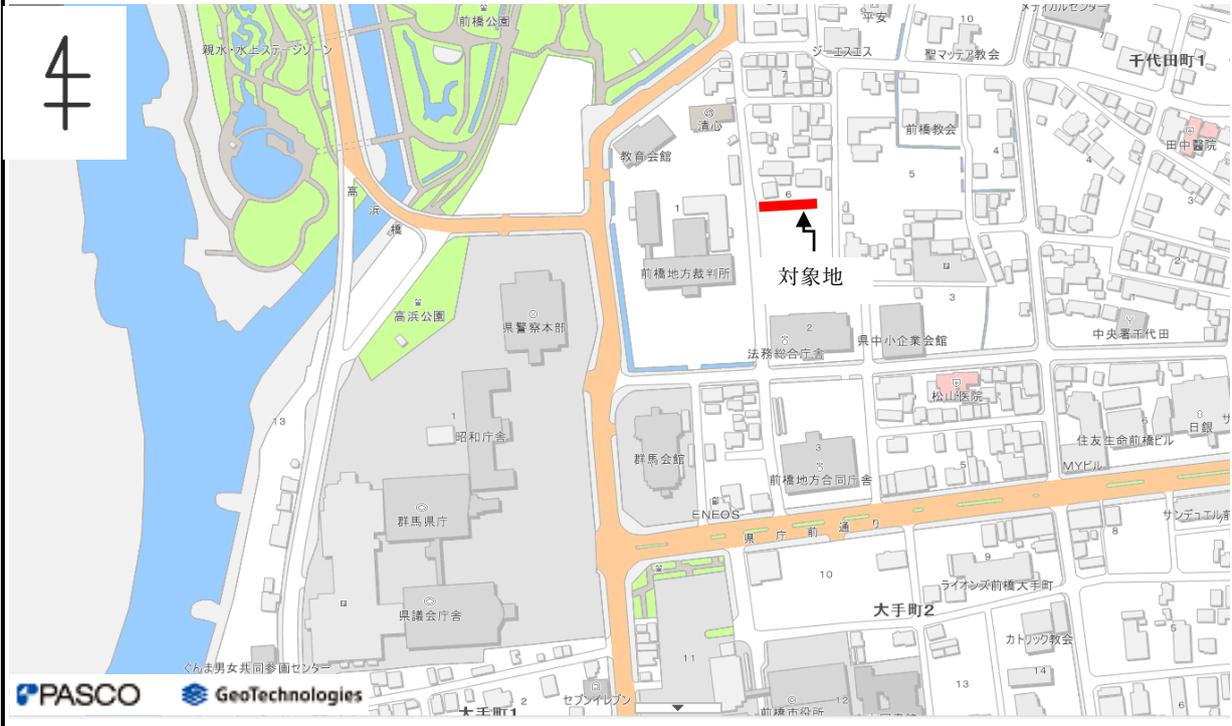
- ・本物件は前橋市ハザードマップによる浸水想定区域の指定外ですが、指定されて
いない区域においても浸水が発生する場合があります。
- ・水質汚濁防止法、下水道法に基づく、有害物質使用履歴は確認できませんでした。
- ・地盤調査、地下埋設物の調査は行っておりません。地盤補強の必要性及び地下埋
設物の有無については不明です。
- ・申込みにあたっては、境界標含め、必ず現地をご確認下さい。
- ・現地見学を希望される方は、財産有効活用課財産活用係（027-226-2114）までご
連絡ください。日程を調整の上、現地にてご案内させていただきます。

物件番号

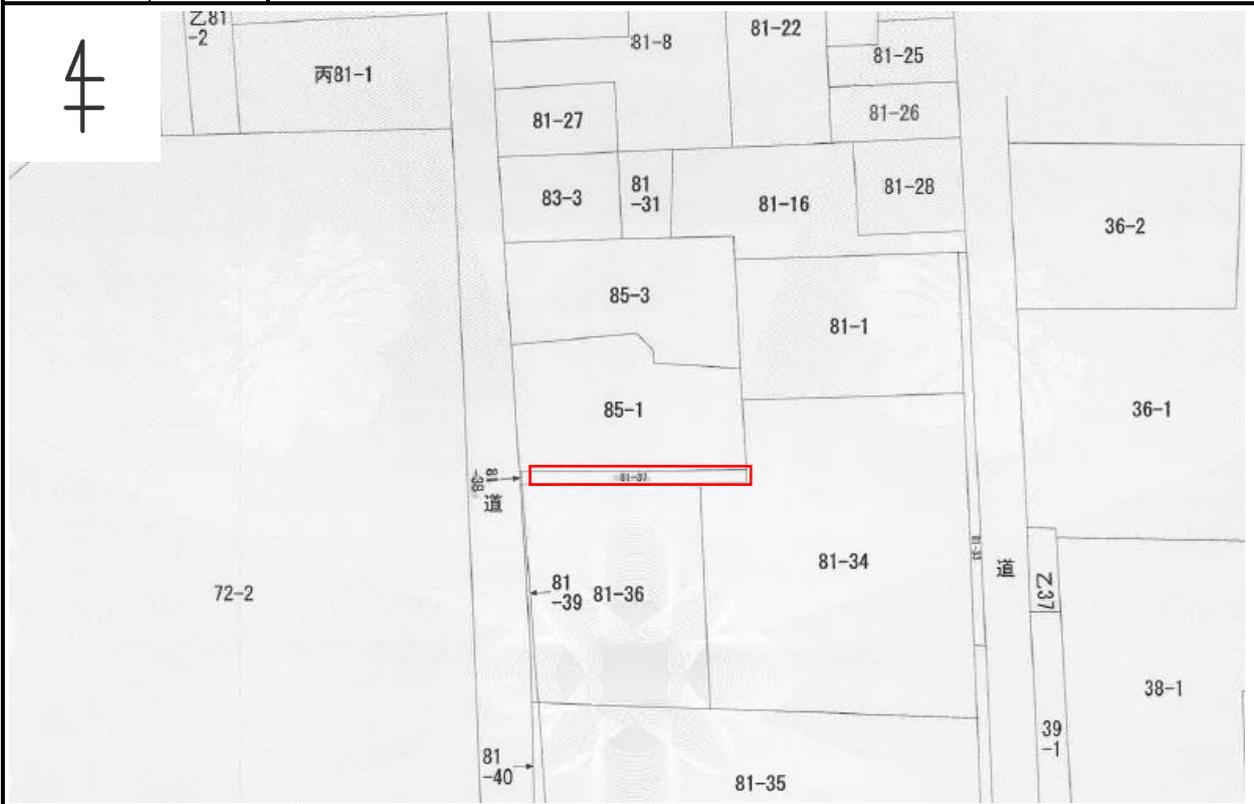
位置図

縮尺=1:2,500

この地図は、マッピングぐんまにより作成したものです。



物件番号	2	公 図	縮尺=不詳
------	---	-----	-------



物件番号	2	明 細 図
------	---	-------

